

第 10 回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成 22 年 1 月 4 日)

開催日及び場所		平成 22 年 3 月 5 日 (金曜日) 農林水産省第 2 特別会議室	
委員		沖本 美幸 (公認会計士) 横田 絵理 (大学教授) 青柳 義朗 (地方自治体監査委員)	
審議対象期間		平成 21 年 10 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	
審議対象案件		110 件 うち、1 者応札案件 16 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 22 件	
抽出案件		12 件 うち、1 者応札案件 12 件 (抽出率 10.9%) (抽出率 100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3 件 (抽出率 25%)	
抽出 案件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	9 件 うち、1 者応札案件 9 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2 件
		指名競争	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約 (企画競争・公募)	2 件 うち、1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件
		随意契約 (その他)	1 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		(詳細に記述すること。) 別紙のとおり	(詳細に記述すること。) 別紙のとおり

<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>
--	-------------

事務局：大臣官房経理課会計監査室

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>○随11 平成21年度動物用医薬品の毒性試験委託事業（動物用医薬品の毒性試験②）</p> <p>○1点目ですが、同内容の過去3年間の契約についてはないと記載をいただいているのですが、別紙2というところで、過去3カ年の入札契約状況というのをつけていただいております、20年度から契約を分けられたという形で、これは、同じような内容のものではないんですか。</p> <p>○メニューを3つに分けられたんですが、20年度が①②が今回の受注業者で、③が別の財団で、21年度は逆に①が財団がとられて、②③が。結局この2者であれば、どちらでもやれるような内容というようにお考えでよろしいんでしょうか。</p> <p>○あともう一つだけ教えていただきたいんですが、先ほどこの別紙2の説明でいきますと、財団の食品薬品安全センターが受注する場合は前年の金額を下回って、この株式会社と比べると安く受注しているとなっておりますが、この辺の分析はされておられますか。</p> <p>○説明書などの受領者は8者で、説明会には来た人がいなかったということですね。</p> <p>○昨年の例からすると入札には2者は少なくとも可能であったようですが、ここで遠慮されたというか参加しなかった理由は何か、お考えはありますでしょうか。</p>	<p>○試験自体は同じものですが、同一の内容がないといえますか、継続していません。今回該当したのは1つの事業の中のさらに1メニューが当該委員会の案件として当たりましたので、そのメニューの前年度分というのが単一のメニューとして該当するものがないということにして、ちなみに中のメニューごとには、ほとんど同じような試験を実施しております。</p> <p>○はい。実際の要件、入札の要件としましては、どのメニューにも、この参加いただいた業者さんであれば十分にご提案いただける要件になっておまして、その中で競争、採点をさせていただいた結果、この2者がすぐれていたということになります。他の業者さんでも不可能ではないということになります。</p> <p>○例えば20年度ですと、①と②が同じ試験数でして、③だけが試験数が少なかったということです。逆に21年度ですと①が試験数が少なく、②と③が多かったという形になっております。また、若干、今年は①について②と③とは別の試験が入ってまいりますので、必ずしも単に金額だけでは比較できないということでございます。</p> <p>○説明会は実施しておりません。</p> <p>○これについては、説明書を受け取られた8者の方以外にも、実はご案内はさせていただいているのですけれども、実際にはメニュー①については4者、今年応募をいただいて、②と③については1者になってしまったのですけれども、それについては、先ほどもお話ししたように②と③が若干試験数が多かったということ</p>

○予定価格算定基礎が添付されていないですね。787万5,000円は、契約金額で、予定価格がどう算定されたかという説明がないのではと思います。

それから2番目に、2ページ目に「複数の応募があったものの」と書いてあるのですけれども、これは入札に参加したのは1者ですよね。この応募と応札というのは違うのですか。

○我々は、この抽出案件概要を見て、それから具体的に、詳細に入っていくので、概要に予定価格840万と書かれている数字がどこにも出てこないということがちょっと気になりました。

それからあと、ここで随意契約の11は、このホゾリサーチセンターの案件のみなので、概要に書いてあることが矛盾していると思います。3つに分けたことは構わないのですが、そのうちの一つを言っているのであれば一つについて述べていただかないと、非常に紛らわしいと思います。

それから最後に、説明書取得者用のアンケートというのは1枚しかないのですか。

○なるべくこの記載を正確にしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○競22 口蹄疫不活化濃縮抗原の購入

○この特殊な、多分抗原なんだろうと思いますけれども、このメリアル社以外にはほかの、海

で、そのときの施設の稼働状況により、本当は応募したいんだけどできませんというような話は伺っております。

○それではまず予定価格の根拠なんですけれども、こちらにある予定価格、我々が公募した際の上限価格になるのですけれども、こちらにつきましては、過去数年、同じような試験を何度もこの形式で事業として実施させていただいておりますので、その際に各社さんからいただきました参考価格、見積りのようなものでも、そういったものをもとに算定をさせていただいております。

今回、こちらの書類としましては、この受託者さんの契約金額の基礎をとということでしたので、そちらのほうをつけさせていただきました。

もう一つの、この複数の部分ですけれども、この事業というのは結局一つのメニューごとではなくて、3つのメニューを合体した事業メニューとして常に書類を作っておりましたので、その流れで複数の応募というふうに書かれていることになっております。

○そちらのほうもアンケートの少し前に事業者に対するアンケート結果のところ、少なかった理由というのを書かせていただいたのですが、当初、この事業、先ほどお話ししましたように全体として一つの事業だということで、アンケートは不要だというお話でしたので実施しておりません、当委員会の開催に当たり、やはり必要だろうということでしたので、契約をさせていただいている会社さんであれば今から後追いでもお願いできるだろうということで、1者の方だけにお願いさせていただきました。

○次回より記載について留意させていただきます。

○インターベット社というところが該当すると思うのですが、今年度に備蓄する口蹄疫濃縮抗

外であれば競争業者というのはいらっしゃるのでしょうか。

○最終ページに別紙をつけていただいたんですが、過去3年間の入札契約状況ということで、平成19年度の応札者が2者というふうになっているんですが、このほかの1者はどちらだったのでしょうか。このときはやっぱり落札率がすごく下がって、競争がなされたなというふうな印象を受けますが、ほかの応札者はどちらだったんですか。

○先ほどのご説明で、周知の期間が少し短かったということだったのですが、短くなってしまった事情のようなものはございますでしょうか。

○この回答者がその会社ですね。

○よろしいですか。

説明書未取得者用のアンケートがあります。1ページ目を見ると入札と説明書受領者あ3者あり、入札説明会参加業者が2者あるのですが、これ以外の業者からアンケートをとったということですか。

○それは入札説明会参加業者というの、説明書は受領している人と考えてよろしいですか。

原というのは検討会によって決定されます。昨年までは毎年20万ドーズが毎年購入されておりまして、今年度は備蓄量も少ないこともありまして、30万ドーズ購入することになっておりまして。

インターベット社の濃縮抗原の最小提供単位というのが30万ドーズであったことから、今年度はメリアル社とインターベット社で競合されるのではないかと、こちらでは考えていたんですけども、インターベット社が社内の調整がくれたということで、1者応札になってしまったという経緯はございます。

○平成19年度の2者のうち、もう一者はインターベット社でございました。

○官報に掲載していたということもございまして、短いというわけではございません。

15ページのアンケート結果において、説明会から入札書の期限が短かったということですが、あくまでインターベット社内部での調整の時間が短かったというふうなことで聞いております。

○当方で、インターネット等で製薬会社を調べさせていただきまして、それで電話をかけて、こういう案件があったということで依頼をしまして、今すぐどこのメーカーなのかはちょっとわかりません。すみません。

○説明会参加者がメリアルとインターベット、説明書を受領したのがメリアル、インターベット、東京サラヤの3者です。したがって、説明会に参加した業者は説明書を受領した業者と一致する、含まれるということになっております。

○競25 農林水産省が保管する口蹄疫不活化濃縮抗原製剤化及び通関・運送業務

○最終ページの別紙2で、過去3年間の入札契約状況ということで、平成20年度のメリアル社の状況を記載していただいているんですが、1つ目の質問として、18年度、19年度というのはどのような、特に事業は行われなかったのか。要するに、抗原は買ったけれども製剤化はされていなかったというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○今、最後のほうでご説明いただきました情報開示はできないということ。それで、他社もリスクが非常にあるということであると、これはそもそも競争性がちょっと得られない事業になるというふうに考えられますので、一般競争入札というのはそもそもできない内容かなというふうに感じました。

○私もその製剤化のところについてお聞きしたいと思います。製剤化については、大変情報開示が難しいということはわかります。素人にわからないのは、どうして購入した製剤と運送が、一契約として提示されたのか。運送は別会社でもよかったんじゃないかということです。

特殊な運送をする必要があるのでしょうか。もし理由があればお聞かせください。大した金額ではないにせよ、一緒にする必要もないし、もしかすると製剤は前のものと一緒にしても、この運送だけ別にするというのもあり得ないことではないと思われま。その辺は何かご事情がありますでしょうか。

○アンケートに、メルマガ、ホームページの改善が要望されています。1枚目の備考では「周知不足が原因と考えられるので」と書いてありますが、ここのアンケートに書いてあることを記載しなかったのは、農水省さんとしてはホームページとかメルマガの改善の必要はないという認識なんではないでしょうか。

○競65 平成21年度家畜伝染病早期診断体制整

○濃縮抗原の有効期限というのは5年間以上ということになっておりまして、濃縮抗原の輸入を始めたのは平成15年、6年、ちょっとすみません、ですので、その間は製剤化を行う必要はなかったということで、去年から行っているということでございます。

○ちょっと確認をしないとわからない点になりますので、申し訳ございません。

○もう既にこれは改善しておりまして、メールマガジンも今、大分利用がふえております。これはこの時点ではまだふえていなかったものですから、改善の途中だったということでございます。

備委託事業（アナプラズマ病診断用保体結合反応抗原の製造）

○想定される競争業者というのはありそうなんですか。

○先ほどやはり期間が短かったというお話だったのですけれども、公示の期間ですね。7月24日に公示を始めていらっしゃるんですが、これより前にやることは実際には可能なのでしょうか。

○よろしいですか。精力的に説明書未取得者用のアンケートをとっていただいています、記載されていないところも結構あります。お願いしていることなので、回答者が書いてきていただいているということだと思いたいますが、もう少し記載を増やすことができないかなという気はしますね。

○競67 平成21年度生物検査実施手法検討調査委託事業

○説明会に参加された3者のうち1者が多分応札された財団だと思いますが、ほかの2者についての分析というのは、どんな状況なんですか。なぜ応札されなかったのか。

○この事業は3カ年の、最終ページにつけていただいた委託費を見ますと、事業実施期間は21

○これもアンケートによってなんですけれども、非常に技術的なことというのは非常に難しいところもあるのですが、ある意味やり方的なことを言えば、いわゆる製薬会社、要は動物医薬品をやっているところであればやれないことはないというふうに思っております。

○手続的に非常に遅かったというのが確かにあります。公示の期間というのが、もちろんもうちょっと長ければよりよかったという点でありますけれども、やはり準備期間ですね。この製剤をつくるには、生きた牛に株を打つというようなものがあります。打つ牛については脾臓を摘出したものに対して打つというような準備等もございます。そのためにはそれ用の施設の確保も業者にとっては必要でございますので、そういった意味を含めてもっと、本来であれば早く早くというふうにやれば、それぞれ業者の計画もございますので、それに合わせた計画に乗せられたのではないかな、そういう点が非常に狭めてしまった原因ではないかなというふうに思っているところであります。

○わかりました。

○ほかに2者ございましたけれども、ほかの業務実施との兼ね合いもあったというように聞いております。

○はい。

年度から23年度までなんですよね。

○あと2回入札を実施されるんですよね。

○多分、今回一遍経験された財団が有利になりますよね。ですから最初の方が一番大事なんですよね。最初の事業をやるときに。

ですから、公告期間は特に、そのときしかチャンスがありませんから、ほかの業者はよりやりにくくなりますので、公告期間は長くしていただくとか、いろいろ声をかけていただくとか工夫をしていただかないと、この財団がずっととるということになると思います。

○ただ、2回目になるとほかの業者は不利になりますよということです。競争が、恐らくまた1者ということになるのが予測されるということです。

○初年度にしっかりやらないと、2年目以降にいろいろな企業に声をかけても難しいということをおっしゃっているのだらうと思います。3カ年にわたるものであれば、特に初年度は十分注意してやっていただきたいということだらうと思います。

○23ページのアンケートのところに、「検討事項があいまいで多岐にわたっているために内容を絞ったほうが良い」というご意見が掲載されています。こちらについては改善の余地はおありでしょうか。

○今の質問とも絡みますが、わかりにくいことが証明されているのは、分析業務を行っていないものが4者であったことです。分析をする業務ですよと言っているにもかかわらず、分析業務を行っていない者が来たというのは、それだけ読み切れないということではないのでしょうか。

こういった案件をやる場合には誤解を招かな

○はい。

○業務で分析を行っている企業・団体が入札参加の可能性があると思います。例えば、食品衛生法で登録検査機関になっている企業・団体に、この事業を積極的にPRしていくということも今考えております。そういったことで多くの企業・団体の方々に参加をしていただこうと考えております。

○わかりました。この事業ということでは、ご指摘の点に留意して進めていきたいと思っております。

ただ、この事業自体は3年間で課題内容が必ずしも継続していくということではなくて、遺伝子組換えで未承認のものの検出方法を開発するということになりますので、毎年毎年、課題が変わってくるということもございますので、そういった点も含めて今ご指摘あった点を踏まえて進めていきたいと考えております。

○今年度初めての事業ということで、どういう点が分析方法を検討していく際に重要なポイントになるかということがわかりにくい点がありました。次年度以降につきましては、初年度に実施した結果も踏まえ、検討事項が明確になるように改善していきたいと思っております。

いようにしないと、誤解を招いて、来た人も無駄ですし、農水省としても無駄な作業が必要となるということになります。まずは正確にわかりやすく書くということを心がけていただきたいと思います。

○競7 品種登録予備審査促進データ構築提供業務

○花の時期を逃しちゃうと、ほかの業者は圧倒的に不利になると考えていいんでしょうか。

○といたしますと、この受注された会社はどうされたんですかね。もともと用意されていたということでしょうか。

○今回は、入札というか競争性は維持できなかったというような結論なんではないでしょうか。ほかの業者では不可能だった。でもないんですか。

○先ほどシステム構築と誤解されたという話があったんですけども、契約名を見たときに、私もすっかりそうふうに思ったのですが、この契約名というのは変えることは可能でしょうか。

○再度公告というような記述がありますが、これはどういう意味か教えていただけますでしょうか。

○そのときと同じ業者だったのですか。

○横田委員 わかりました。

○そうですね、花が咲く時期にたくさん画像を収集するというのが一番集めやすいと思いますので。

○みずから撮影した分もありますし、あとは種苗業者とのコネクションといたしますか、そういった関係で入手したり、あるいは自分で保有していた画像、そういうような3種類の写真の収集の仕方があると思います。

○ほかの業者でも周知が徹底していればできたのだろうと思いますが、ちょっと凶鑑業者とか、そういうのあるだろうというところへの声かけが少なかった、なかったということがよくなかったと考えております。

○まずこの契約名は、これはもう改善しまして、データ画像収集ということを全面的に押し出しているところです。

○こちらの案件ですが、当初は7月の時点で一度公告をしまして入札をした案件でございます。ただ、その際も応札者につきましては、残念ながら1者だったのですけれども、落札に至らなかったと。入札はしたんですけども、当方の予定価格に達した入札がなかったため落札者がいないということで、再度公告を行った案件でございます。

○はい、同じ業者でございます。

○いろいろな案件を実施するときに、時期とかは想定されているわけですよね。今回は、第10回目の入札等監視委員会ですが、毎回申しあげていますけれども、大体いつの時期にやるべきかというのがある程度想定されるのであれば、入札公示をしてから、時期がまずかったなということでは余りよろしくないのではという気はいたします。

毎年やることが決まっているのであれば、いつの時期に入札をすべきかを十分考えておかないと、応札者としても難しいだろうと思います。

もう一つ、横田委員も、これはシステム構築かなというふうに思われたということですが、もしそうであれば、入札説明会とかそういったことで、なぜ説明をしないのでしょうか。入札説明会をしなかったというのは、何か特殊な意味があったのでしょうか。

○7月に一度公告をし、9月に再公告を行った際に、この契約名がおかしいと気づけなかったかということも疑問です。今後、よく応札者の立場に立って、やっていただければと思います

競25 口蹄疫不活化濃縮抗原製剤化及び通関・運送業務（補足説明）

○先ほど7月の時点で一度公告した案件と申し上げました。その際には説明会のほうは実施してございます。ただ、今回9月15日からの公告につきましては、ちょっと公告期間も短いこと等もございまして、説明会を実施しなかったということでございます。

○3番目の議題について確認をしてまいりましたので。競争の25番の。

○口蹄疫の製剤化通関業務です。

○口蹄疫のワクチンなんですけど、国内で製造が承認されていないワクチンでありまして、保管温度の制限もあることから取り扱いに熟知した業者が依頼することが適切であると考えて、こういう形にしております。関西空港に到着してから搬入いたします荻藻研究所まではメリアル担当者が運んでいると、一緒に運んでいるということでございます。

○アンケートをとった業者の件は終了までにわかれば、ご報告させていただきます。

○随2 農業農村整備行政情報システムサーバ

賃貸借及び保守業務

○2点ほど教えていただきたいんですが、システムサーバ賃貸借と書いてありますけれども、この契約については、平成20年度においても一部契約ということで書いてありますが、20年度の契約との関係、それから賃貸借というのは何年間単位ということか教えてください。

○20年度の契約でお聞きしたかったのは、要するに20年度にこの日本電気が3者と競合して50.3%の落札率でとったことが有利に働いているかどうかということを確認したかったんです。

○要するに20年度の契約をとることによって、この21年度の契約に有利に働くというか、逆にいうと、既存システム業者に有利な部分を削除と、この改善策にも書いてありますけれども、それとは関係ないですか。

○それでは、この既存システム業者に有利な部分の削除という意味が改善策のところに書かれているのがよくわからないんですけれども。全くまっさらな事業と考えていいんですかね、今回の事業。よくわからないんですけど。一般的にはつながっているから、システムというのは。

○そうしたら既存システムはどちらがつくられたの。

○それでは、いいかな。

○6ページのところに、本業務と関連する業務は表1のとおりであるとしてあって、ここの請負業者と密に連絡をとってほしいということが書いてあるのですが、この連絡が密な協力というところで、当該企業に自動的に決まっ

○まず1点目です。別紙2、最後の100ページに記載しております平成20年度の案件ですが、この案件が現場支援業務という、同じNN事業に使うサーバの調達でございました。これの一連の調達ということで、今回はそのうちのDominoサーバの調達を行ったものであります。

2点目ですが、契約期間ですね。仕様書の、全体のページ割り振り6ページ目です。仕様書の4番、契約期間、平成22年2月1日から26年1月31日の丸4年間でございます。

○そこの検証はちょっと行っていませんので、ちょっと今の段階では。

○20年度の方は、今回発注した業務とは、同じ農村整備事業でありますけれども、違うシステムでございます。20年度の業務をとったからといって今回の業務が有利になるかということ、そういうわけではありません。

○既存システムというのは、現に今、農林水産本省や地方農政局ではNotesシステムというのは導入しております。今回導入するシステムというのは、そちらとの接続が必要になってきますので、そういう既存の、本省とのシステムのことです。

○既存の農林水産本省及び地方農政局のNotes/Dominoサーバですが、各支出負担行為担当官、要するに農政局レベルで発注を行っております。業者は詳細資料は持っていないですが、別々の契約です。

○現に地方農政局や本省では日本電気がやられていますけれども、今回新たに導入するシステムが必ずしもNEC、日本電気でなくても、それは業務を実施することはできます。導入するシステムというのはNotesシステムというもの

てしまうというようなことはないのでしょうか。

連絡を密というのは、なかなかここに書くのは難しいと思うのですが、この情報のやりとりという点でいうと、もうNECでなければ、そんなことはできないよというようなことを暗に醸し出していたりすることはないのでしょうか。

○密な連携というのはどういうたぐいの連携のことを言っているのですか。

○そもそも不落随契ですけれども、どうしてこういうことになったのでしょうか。それが1つ。

それから2番目、2ページ目に、次回の発注時には既存システムの調査は不要となるためと書いてあるのですが、また新しい業者が来れば、知らないのだから調査は必要ですよ。その意味がわかりませんので、教えてくださいませんか。

ですけれども、こちらは特にNECが専売特許を持っているわけではなくて、ベンダーはIBMですので、例えば富士通とか、日立とか、そういうところでも導入実績はあります。

○一番大きいところでメールのやりとり、各事業所で使われる、今回実施するシステムでメールのやりとりとか、あとは電子掲示板の情報の共有などもありますので、システムを接続しなければいけないんですね。単にプラグをつなぐとかいうだけではなくてシステム設計上の接続というのが必要になってきます。そういう意味での連携をとる必要があるということです。

○1点目ですが、不落随契になった理由です。

○50ページを見ていただけますか。50ページです。こちらに入札執行調書というのを設けてございます。

○本案件、総合評価方式でやっております、あらかじめ技術点を算出した上で、その場で入札金額を開封いたしました。その結果がごらんのとおりでございます、3回行いましたが、結局予定価格と開きがありましたものですから、その後、不落随契の協議を業者といたしまして、この金額で請け負っていただけるということになりましたので、契約いたしましたものでございます。

○ご指摘の次の、次回発注時に既存システムの調査が不要となるのは、ほかの業者が入った場合は必要じゃないかというご指摘ですけれども、今回、Notesシステムを導入したのは、もうまったく今までNotesシステムを導入したことのない状況から、一から構築いたしました。

今回の成果物としてもシステム設計書、結構分厚いものですが、現況のシステムを調査して、今回どういうシステムを入れたのかという設計書は残りますので、それで、4年後、次回発注するときに新たな業者さんがもし入っ

○それを利用できるということですか。

○今、既に調べた接続とか、そういったところはドキュメントになっているから、2年目以降は、そのドキュメントを見れば自分で調査する必要はないということですね。

○しかしながら、やはりそういうのを全部見ていかなければ、分厚いとおっしゃっていましたが、それを全部見ていかなければいけないというので、かなり手間はかかることですね。

○そうですね。

それから、さっき執行調書を見させていただいたのが、やはり最初にやったときも、総合評価方式でやったときにNECさんしかいなかったのでしょうかということですね。

○不落になったとき。

○最初は総合評価方式だったけれども、それが不落になったから随意契約でやったということですね。

○そもそもはやっぱり最初にやったときに1者しか来なかったということが問題なんじゃないですか。そういうことですよ。

こういったものは最初にやった人が有利だと思うんですけども、是非ほかの人も参加できるように工夫をしていただければと思います。

どうもありがとうございました。

○競94 加工食品等POSデータ提供業務

○今のご説明ですと数者、何者か、二、三者いらっしゃるということでしょうか。想定し得る競争業者というのは。

たとしても、そのシステムの設計書がありますので、そういう意味では今回のように一からの調査というのは不要になると考えております。

○はい。

○そうですね、まったくゼロからではないので、今回のように大規模な調査というのは要らないということです。

○やはり今回落札されたNECのほうが有利になるとも考えております。

○最初というと。

○そもそも提案者自体がNEC1者だけでしたものですから、採点したのもNEC1者だけです。

○一般競争の場合、予定価格に達しない場合は、そこで一番低い業者と随契の交渉をなさいたいというふうに決められておまして、今回は1者しかなかったということで、それでそちらと。

○ホームページ等で探した上では5者ございました。

○とりあえずそれで頑張ってくださいということと、あと、この事業自体またやるかどうかわからないということですが、やる場合に、この過去2事業年度やってこられた受注業者の有利性というのは、どの程度入札に有利に働かかといった点は、どのようにお考えでしょうか。

○先ほどのご説明で、システム開発と間違えたというお話がありましたが、今回はなぜそのように誤解したか、私自身はわかりませんが、もう少しわかりやすい契約名にするとよいなどというように思いました。

○先ほどの話と同じですが、公告し、仕様書等を出したときに、相手が誤解するような書き方になっているのではないかと、説明が不足しているのではないかと、ということだと思います。得意分野でないことは、これを見たらわかるはずだと思います。それは、やはり説明が不十分だったということかだと思いますので注意していただきたいと思います。

それから、ここの抽出案件概要のところをまず我々見て、そしてあと必要に応じて内容を見ていきます。備考のところ、業者5者のうち4者は、応札不可能であったためと記載されていますが、これでは何のことかは全然わかりません。もう少し丁寧に書いていただければ、この1枚目を見ただけで、そういうことなのかということがわかりますので、今後は1枚目ですでにできるだけ簡潔にわかりやすく書いていただければと思います。

競22 口蹄疫不活化濃縮抗原の購入(補足説明)

○他者との契約を行っていないので詳細はわかりかねますが、世間一般で収集されているデータですので、取り扱っている業者としてはどの会社でも内容はできるはずと判断しております。競争性が多分にあると思いますので、本来であれば指名競争という選択もあったのかもしれませんが、ほかにも調べられない業者が、けれどもできるという業者があるかもしれないということで、一般競争でやらせていただきました。

○次の案件に入る前に、先ほどの案件2番目、競争22番、口蹄疫不活化濃縮抗原の購入の中でアンケートを行った者につきましてご質問がありまして、それにつきまして担当に確認をとりました。

競72 平成21年度農林水産物等輸出ステップアップ推進委託事業（輸出環境に対応した茶生産体制の調査・検討）

○この入札を実施するに当たって、どのような会社が応札されるというふうに、当初考えておられましたか。

○何者くらい、具体的にこんな会社が入ってくるだろうと想定されて、ある程度想定されるんじゃないかなと思うのですけれども。

○というのは、この会社のご紹介のところに書いてありますけれども、いろいろ農水省との関係があるとか、あるいは県の農水関係のところも関係あるとか、結構そういった業務をやっていらっしゃるのが、受注された会社については。だから、この会社自体は想定はされていらっしゃったんですか、そもそも。

○公告開始の時期が遅かったので、今回はメルマガにというお話だったのですが、こういった計画は4月の時点でこんなことを今年度はやりますよということは、メルマガには流すことはできるものなのでしょうか。

○わかりました。

○1ページ目ですが、入札説明会参加者は1者と書いてありますけれども、先ほどのお話だと

14ページの事業者に対するアンケート結果、そこにおいて、入札説明書等取得者の1者、それにつきましてはインターベツトでございます。未取得者の4者につきましては、微生物化学研究所、それからファイザー、それからバイエル薬品、日生研株式会社、以上の4者でございます。以上の5者につきましては、アンケートを行っております。

○当初、シンクタンク、コンサルタント、調査会社ですね、そういったところが考えられるのではないかと思っておりました。

○具体的には思っておりませんでした。お茶の関係で、こういった業務をやったことが今までまったくなかったものですから。といっても一般的によく言う何とかコンサルタントとか、そういうところがあるのかなと思っておりました。

○まったく想定していませんでした。

○少しややこしいんですけれども、今回の業務の予算が、輸出促進ということで、国際部というところで一括的に予算が計上されて、その後、やる品目というか、何をやるかによって担当部局に分配されて、担当部局が執行するという予算でございます。ですから、その調整というのをもっと短くするというところにあると思います。

○これは間違っています。3者でございます。

3者でしたよね。

○アンケートで、等級の問題と審査基準が指摘されていましたが、備考欄には、これどうするのだというのが書いてないと思います。等級の問題につきましては、備考欄の一番上にB、C、Dに限定したことというふうに婉曲的には書いてあるのですが、審査基準とか何とかいうのはどうでしょうか。

○等級の問題と審査基準というのは一緒の問題ですか。違いますよね。アンケートには審査基準がわかりにくいと書いてあったような気がしたのですが。

○そうでしたか。何か審査基準がよくわからないと書いたところがあったような気がしたのですけれども。

○それでは、入札公告もわかりやすくしていただきたいということと、あと予定価格、積算内訳を見ると、輸出をする話なのに、全部国内で調査することになっています。興味を持っているだけですが、輸出をするときに、どういったものが輸出できるかというものを国内だけで調べてわかるのかなと思います。

○1枚おめくりいただきまして2ページ目の一番上のところに黒ポツがあって「また」とございますが、そこで等級制限を行わないということも検討するという部分で、はっきり書いていないんですけれども、要は等級制限を行わないで、適宜、例えばどうしても必要な場合はAの等級の方も入れるとか、そういったことも考えていく。

○言葉の正確な使い方ができていないのかもしれませんが、アンケートのところでは、競争参加資格の等級が合っていないかったという会社が1者ございまして、その会社。

○38ページのこの未取得者のところで1の50%のところ、「審査基準がわかりにくく判断できなかった」とあります。

○わかりました。審査基準がわかりにくく判断できなかったというのが38ページの後ろのほうに1者、アンケートで答えていただいているところがございます。そういう意味で、これは説明書未取得の会社の方がそのようにおっしゃっておられまして、そういう意味で書面を見ただけでわかりにくかったということは全くそのとおりだと思いますので。

幸い説明会などに参加いただいた方にはそういうご指摘はなかったんですけれども、説明会に参加しなかった方々からそういう声があったということで、文面だけ見るとわかりにくかったということは確かだと思います。

○最初の入札公告がわかりにくかったということです。

○これの調査の中身としましては、輸出に対応する条件というのがある程度幾つかピックアップ、もう既にされているところがありますので、その条件に合った生産体制ができるかどうかというところをどうするか。

具体的にいうと、農薬をこれしか使わないということが、日本でどれだけできるかということなので、基本的に国内で大丈夫です。

競83 平成21年度農用地等集団化優良地区調査業務

○18年度から同じ業者ずっと受注されておりますけれども、まず予定価格が350万になった理由を教えてください。

それから、この過去経験を積んでいる業者に新たに入札する、しようとする業者が、入札に参加して受注できるかというような可能性ですね。その辺はどんなふうにお考えでいらっしゃいますか。

○この業務は普通のシンクタンクではどのようなスキルがなくて対応できないようなものなのでしょうか。

○条件にはつけていないのですけれども、そういう人がいないと、実際にはできないのですか。

○そういう方がたくさんいるのが、この会社だということですね。ずっと同じところなんですけれども。会社かどうかわからないのですけれども、全国農業会議所というところは、そういった方々がたくさんいるのですか。

○アンケートにも、説明中における業務内容等の明確化というのが、入札説明書の取得者から出ていますので、そういうことを言われないうちに明確化していただければと思います。

それからあと、一般競争の入札・契約手続審査委員会チェックリストのところに、ちょっと

○一つは金額の面でございますが、金額面につきましては、実際のところ、国の予算が減額になったという部分と、それから、今回業務を発注、一般競争にするに当たりまして仕様書の案の段階で資料提供の招請の公示を行いまして、仕様書の範囲なりを示して、提案書なり見積もりをいただいて、それを参考に予定額を決定したということになっております。

それから、業務につきましては、今回のアンケートにもあったように社の専門分野外とか、換地という一つの法律行為の中でのことだったものですから、委員とか、あとは評価する項目を示しまして、どちらかという委員会を設置運営に主体を置くようにするなど、ある程度専門性を排除して、参加業者をふやすというようなことを考えております。

○回答になるかわかりませんが、この土地改良法による換地とか集団化制度については、国家試験で土地改良換地士という資格があるのですけれども、例えばそういう方がおられれば、その業務についてはプラスになると思います。

○そうではありませんが、実際のところ、換地とか交換分合になるとある程度専門性があり、集団化制度に関する知識や経験のある方がいたほうが確実にできると思います。

○たくさんというわけではありませんが。

○今ご指摘がございました26ページですが、これにつきましては、当初、最終的にはこの前段として、この審査委員会にかけられる際の公示条件としまして、同種若しくは類似業務という形で、その経験というものを付していたのですが、この審査委員会におきまして、そういった特定

字が読めないのですけれども、26ページですが、バツがついていますね。こういったところは何かお考えになっていますでしょうか。

○我々が見ていてもわからないですよ。

○競84 平成21年度土地改良事業換地等対策調査業務

○先ほどと同じような質問ですけれども、19年度、20年度から予定価格から下がったのは、これは事業の内容が変わったということですか。

○それから先ほどと同じなんですけれども、この長い経験を持っていらっしゃる業者と、果たして新しい業者が対抗できるのかなという点なんですけど、いろいろ改善策を書かれていますけれども、これで何とかかなりそうだと考えていらっしゃる。

○一覧表に「競争入札に移行」と書いてあるのですが、これは、今回移行したということでしょうか。

○せっかく変更したけれども、同じところがまた1者応札だったということですか。

○随16 平成21年度農地・農業用施設関連減災総合対策検討委託事業

○過去にこの事業とはまったく同じではないんでしょうけれども、類似の事業というのは行われていたものなのではないでしょうか。

○防災だとか何かいろいろ。

の、得意な経験のある者を有利に進める、特に技術点というのは価格点の2倍ほどありますので、そういった部分を排除しようということで、そのときに、要はそれを排除するのであれば、この公示に進んでもよろしいということ。そのときの資料でバツというのを付けたので、実際、公示のときにはそういった条件は付していません。

○経過の資料で申し訳ございません。

○事業の内容も違っておりますし、あとは予算も同じようなことです。

○先ほども申したようにすべての業者というわけにはいかないですけれども、ある程度そういう資格を持っている方が民間でもないわけではあります。そういう方がいると理解しやすいと思いますが、もう少し仕様書を明快にというか、わかりやすく書くことにより、増えるように努力していきたいというふうに考えています。

○21年度から移行しました。それまでは企画競争ということにしていたのですが、企画競争とする業務の見直し指示もありましたので、21年度からは、競争入札に変更させていただきました。

○そうです。

○類似の事業として防災に関する業務はありましたが、減災というものに対する取組は今回初めてになります。

○防災ということだと、いわゆるため池の整

<p>○この事業は、22年度以降は実施予定ですか。</p> <p>○一応対策をいろいろ記載されているんですが、貸与資料だけでは企画提案書を作成することが難しく、その他の資料を収集するには期間が十分でなかったということで、期間を十分とれるようにするとか、幅広に関連するデータの提供を検討するとともに公募要領に貸与資料内容説明を記述すると記載されていますが、これらについて、実際この受注した業者はどう対応されていたんですか。</p> <p>○類似の事業を過去やって、例えば防災関係のをされたりとか、あるいはこういった事業について、農水の関係の事業についてお詳しくて蓄積があったということなんじゃないかな。</p> <p>○今のとほとんど同じですけども、企画提案をするたぐいのものなので、説明会から提出までの期間が少し短かったということでしたが、この点は一番対処が簡単かなという気がしております。よろしくお願いします。</p> <p>○すべての案件についてそうですけれども、大体同じ論点が挙がってきていると思います。今後十分注意してやっていただければなと思います。よろしくお願いします。どうもありがとうございました。</p>	<p>備のような事業とか、整備に関する業務というのは過去幾つか行われております。</p> <p>○実施予定になっております。</p> <p>○受注した業者につきましては、過去の学会の資料とか、そういうのを幅広に収集いたしまして提案書等を作成しております。</p> <p>○農業土木に関する知識は深い会社であったと認識しております。また、自社の研究として、災害があったときに現地調査を行っていたということもございましたので、この者はそういった知識はあったものと思います。</p>
---	--